

平成29年度事業計画

基本方針

社会福祉法の改正を受けた、社会福祉法人定款の大幅な見直しにより、地域福祉を担う社会福祉協議会は、より透明性のある経営と、更なる地域に根差した福祉事業の展開が求められることとなりました。

このような状況にあって平成29年度の基本方針では、引き続き少子化と超高齢化による地域社会の疲弊がますます深刻さを増している現状を認識しつつ、社会福祉協議会では、地元暮らし全ての人が「地域の再生者」とし地域住民、行政と協働で策定した第3期地域福祉実践計画に基づき、生活場面で起こりうる課題に対応できる地域づくり、住民相互の新たな支え合い活動を支援できるよう、地域の連携を強めながら「誰もが、いつまでも安心して生活できる地域」の構築を目指して参ります。

また、利用者本位の安全で継続したサービスが提供できるよう積極的な事業推進に努めるとともに富良野ブロック社協をはじめとする関係機関との連携を図りながら地域包括ケアの確立を推進して参ります。

重点目標

1 地域福祉の総合的推進

住民参加のもと社会福祉協議会と各関係機関等が協働し、地域の福祉課題・生活課題を共有し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、基本的な生活を支える権利擁護事業や認知症ケア事業、気持ちを豊かにするサロン活動や小地域ネットワーク活動等の充実を図り、地域の自主性や主体性を生かした地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 地域ケアセンター事業の充実を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、住まい・医療・買い物・移動などの生活全般的な支援が効率的に提供される地域包括システムの構築を実現していきます。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、地域の実態を把握し、専門的なサービスの前提としての住宅とその住まい方、生活支援と必要な新たな福祉サービスの開発さらに医療・看護・保健・予防などの連携を有機的に行い安心して在宅生活を送れるよう在宅での介護を取り組みます。

3 社会福祉協議会活動、組織の強化

地域福祉ニーズに対応できる組織づくりと事業展開を行い、頼られる社協づくりに取り組み、職員の専門性・社会性の向上、わかりやすい情報提供、懇談会等の開催により住民の協働意識を深め、社会福祉協議会活動・組織の強化を図ります。

平成 2 9 年度 主要事業概要

1 地域福祉、在宅福祉の総合的推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域福祉活動事業	①小地域ネットワーク活動推進事業	■地域座談会の実施 町内会等の小地域を基盤として、住民の参加・協力による「たすけあいチーム」を組織し、ひとり暮らしでも安心して生活できる隣近所のつながりを広げ、見守りや助け合いの活動を推進して行く。また、より効果的な活動を展開するため、各たすけあいチームの代表や関係機関等で構成するネットワーク推進会議を開催し事業の充実を図る。 ■サロン活動の推進 地域住民が楽しみながら気軽に集えるサロン活動が展開できるよう各町内会等と連携しサロン活動の推進を図る。
	②生活サポートセンターの運営 (地域支援事業)	■日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう権利侵害を許さない頼りがいのある権利擁護システムの充実を図る。 1 権利擁護事業 ①あんしんサポート事業 (日常生活自立支援事業) ②法人後見事業 親族がいない場合等、後見業務の受任 ③市民後見人養成講座修了者への支援 フォローアップ研修 ④消費者被害の救済と未然防止のためのセーフティネットの構築 ⑤その他、権利擁護事業に付随する業務 2 「いきいき脳の健康教室」 認知症の予防を推進し、学びを通じた交流を図り、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることを支援する。 3 ふらっと会社 認知症高齢者や知的障がいのある方が、社会の一員として生きがいを感じながら、気の向いたときに来て、趣味や特技を生かすことができる居場所作りを支援する。 4 福祉サービス相談委員会 福祉サービス利用者及び家族等の苦情に耳を傾け、その実態を調査し、評価して、サービスの質の確保及び向上を目指し、利用者の人権及び利益を守る。 5 暮らし（虐待防止）ネットワークの構築 すべてのかけがいのない人々の命と暮らしを守る権利擁護支援を目指し、地域の見守り活動を軸に、関係機関と連携し虐待防止のネットワークを構築する。

事業	具体的事業	事業の概要
	③地域包括ケアシステム事業	■地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会と地域包括支援センターが核となって、地域の福祉、介護、医療等様々なサービスが継続的に提供できる町づくりに取り組む。 また、公的サービスと合わせて、住民参加による見守り、助け合い活動の支援体制強化を推進し、地域包括ケア体制の確立を目指す。
	④共同募金運動の推進	■赤い羽根共同募金運動の実施 期間：平成29年10月1日～12月30日 ■歳末たすけあい運動募金の実施 期間：平成29年12月1日～30日
	⑤社会福祉大会の開催	■場所：保健福祉センター 期日：平成29年12月予定
	⑥福祉スポーツ大会の開催	■場所：町民体育館 期日：平成29年8月予定
	⑦「ふれあい広場」の開催協力	■からまつ園・こぞくら園ふれあいフェスタへの協力 期日：平成29年9月頃予定
	⑧第3期地域福祉実践計画の推進	■地区の意見を取り入れ策定した、第3期地域福祉実践計画の実践に取り組む。
	⑨高齢者お節料理贈呈事業(歳末たすけあい運動)	■町内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方、80歳以上の夫婦世帯で、町内にお子さんが居住していない方へ、孤独感をなくし、新年を明るく迎えてもらうため、町民の善意と真心のこもった日本の伝統料理である「お節料理」を贈呈する。 贈呈期日：平成29年12月30日
	⑩生きがい支援事業	■「寄り道クラブ」 生きがいデイサービス帰宅時に買い物等の機会を提供する。(月1回程度) ■「おでかけクラブ」 小グループ単位で買い物等のためにおでかけ支援を実施。(月1回程度) ■ふまねっとサポーター「南プ」 ふまねっと運動を通して住民自身が地域活動の担い手として社会参加できる機会を作る。
	⑪福祉資金貸付事業	■生活福祉資金貸付事業 低所得世帯、身体障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活の安定を目指し、本制度の周知を行う。 ■福祉金庫の実施(利用限度額：6万円) 緊急に資金が必要で、他の貸付制度を利用できない世帯を対象に貸し付けを行う。
	2)在宅福祉サービス (※町受託事業)	
	①配食サービス事業	■調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者及び夫婦暮らしで介護認定または障がい者世帯並びに80歳以上の夫婦世帯へ、定期的に栄養バランスのとれた食事をお届けする。
	②除雪サービス事業	■除雪が困難な高齢者世帯・身体障がい者世帯等へ家屋から公道までの除雪を行う。

事業	具体的事業	事業の概要
	③ホームヘルプ等サービス事業	■生活管理指導員派遣事業 介護保険対象外の方で、概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し家事・相談等のサービスを提供する。 ■軽度生活援助事業 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で必要に応じ軽易な日常生活上の援助を行う。
	④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	■概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、心身の障がい、傷病等の理由により臥床しており、寝具の上げ下げが困難な方に対し、衛生管理のため、寝具の洗濯および乾燥消毒サービスを行う。
	⑤生きがい活動支援通所事業（地域支援事業）	■一般高齢者及び特定高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤独感の解消と、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。
	⑥外出支援サービス事業	■町内の医療機関及び福祉サービスを提供する機関への送迎サービスを実施する。
3) 相談事業	心配ごと相談所の開設 (生活サポートセンター)	■相談窓口を常時開設し、来所や電話等により町民の日常生活上の各種相談に応じ、民生委員や各関係機関と連携し適切な助言、援助を行い、その問題解決を推し進める。
4) 福祉関係団体支援事業	①町老人クラブ連合会の活動支援及び助成	■町老人クラブゲートボール大会の開催と参加協力 ■役員会・総会等の開催協力 ■各種大会・研修会等への参加支援 ■各種行事開催への支援・協力
	②町母子会の活動支援及び助成	■総会・交流会等の開催協力 ■母子会売店活動への協力 場所：かなやま湖水まつり会場 期日：平成29年7月 ■母子会ボランティア活動への協力
	③町身体障害者福祉協会の活動支援及び助成	■総会・研修会等の開催協力 ■上川管内身障福祉スポーツ大会参加協力 場所及び期日：未定
	④町赤十字奉仕団の活動支援及び助成	■総会の開催、研修会等の参加協力 ■町赤十字奉仕団研修会、沿線ブロック研修会の開催協力 ■ボランティア活動への協力
5) 戦没者慰霊対策事業	①戦没者追悼式の開催（献花式）	■場所：忠魂碑前 期日：平成29年7月7日
	②町遺族会の活動支援及び助成	■役員会、総会等の開催協力 ■各種事業、会議等への参加協力

2 ボランティアセンター事業の充実

事業	具体的事業	事業の概要
1) ボランティア活動推進事業	①ボランティアセンターの運営	■ボランティアの発掘・登録・育成 日常的相談業務の充実等、ボランティアセンター機能及び支援体制の整備を図り、ボランティアの発掘・登録の促進を行う。 ■ニーズの発掘と活動の拡大・充実 地域のニーズをつなぎ、誰もが楽しく気持ちよく活動できるようコーディネート機能の充実を図る。また、地域の各種団体・機関等との連携により、ニーズに柔軟に対応した活動を行う。 「ボランティアルーム」の実施 ■わかりやすい情報提供、連絡調整 1 「ボランティアつうしん」発行（年12回） 2 「ボランティアセンターパンフレット」発行 3 ボランティアセンターHPの作成 ■ボランティア講座・研修・交流事業の推進 新規ボランティア発掘やボランティアの意識向上・スキルアップを目的に講座・研修会・交流会等を開催する。また、他主催の講座・研修会等への参加によりネットワークの拡充を図る。 1 各種講座の開催（随時開催） 2 かみかわボラネット23事業協力・実施 3 ボランティア愛ランドへの参加（年1回） ■南富良野町介護支援ボランティア事業の推進 ・高齢者や要援護者が自主的に社会参加の機会を得ること、自身の介護予防を支援し、住民による地域力向上を目指す。 ・ボランティア活動における連絡調整及びボランティアポイント付与など手続きの協力をを行う。
	②ボランティア協力校への支援、協力	■ボランティア協力校への積極的な活動支援と福祉教育推進支援 ■中高生ボランティア育成事業の実施 ■ボランティア活動費の助成

3 介護保険事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 地域ケアセンター事業	①地域包括支援センター事業	■介護予防事業や多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期的なマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務に取り組む。 1 包括的支援事業 ①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談・支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

		2 指定介護予防支援事業 介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う。 3 介護予防事業 一般高齢者を対象に基本チェックリストを活用し2次予防事業対象者の口腔ケア・栄養・運動を3本の柱として閉じこもりや認知症などの介護予防に積極的に取り組む。また、認知症対策として早期発見、早期治療を目的に、かかりつけ医、及び認知症疾患医療センターなど医療連携の充実を図る。小地域ごとのネットワークとサロン活動、老人クラブ活動など閉じこもりを予防し環境を整える。通いの場「南ふ・はつらつ倶楽部」による介護予防教室の開催など社会参加を促す。 ①一般高齢者事業(一般の高齢者に対する、介護予防の普及啓発等) ②二次予防対象者事業 (虚弱な高齢者の把握及び支援、介護状態の改善等) 4 地域ケア会議の開催 包括的支援を効果的に実施するため多職種が連携できる会議を行う。 5 在宅医療・保健・介護の連携推進事業 医療、保健、介護に従事する関係者の情報共有の環境を整え、多職種連携の研修会開催など相互の顔の見える関係作りと情報共有の体制の構築を図る。
	②認知症対策事業	■地域包括ケア推進サポート事業 ・認知症ケア検討委員会の開催 ・もの忘れ相談開設 本人や家族と、医療や福祉の多様な連携を図る。 ・若年性認知症実態調査 ・認知症サポーター養成講座による普及啓発 ら ん とも ・RUN伴全国展開への参加促進 認知症の人や家族、地域の支援者や一般の人が一つの絆をつなぎながら地域社会への認知症の周知及び啓発啓蒙活動を行う。 ・認知症サポーターの会「笑笑笑」への活動支援 ・認知症の人、本人と家族の会（認知症カフェ）をオレンジカフェとして誰もが参加でき、集う場の環境を整える。
	③家族支援事業 （「ほのぼの喫茶」の開催）	■介護者同士が気兼ねなく介護の悩みや喜びを語り合い、学習会等を通して、心身のリフレッシュを図れるよう支援する。認知症の人、本人や家族及び認知症サポーターとの交流を支援する。
2) 居宅介護支援事業	①要介護認定調査	■町からの委託を受け、要介護認定調査(介護保険、新規・更新・変更申請者に対する訪問認定調査)を行う。

	②指定居宅介護支援事業	■利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、本人や家族の希望等を受けて、適切なサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行い、介護保険施設入所が必要な場合は、施設の情報提供を行う。
3) 居宅サービス事業	指定通所介護及び指定介護予防訪問介護サービス事業（ホームヘルパーの派遣）	■要介護者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービスを提供し、安定・継続したサービスとサービスの質を確保する。
4) 通所サービス事業	指定通所介護及び指定介護予防通所介護サービス事業（デイサービスセンターの運営）	■利用者個々の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援する。 ■脳トレ活性化事業 要介護高齢者の適切な認知症の対策として、塗り絵・計算問題・間違い探しなどのゲームを取り入れ介護の重度化と認知症を予防する。

4 障がい福祉サービス事業の推進

事業	具体的事業	事業の概要
1) 居宅支援事業	指定居宅介護事業（ホームヘルパーの派遣）	■身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な指定居宅介護サービスを提供する。

5 福祉有償運送事業の実施

事業	具体的事業	事業の概要
1) 福祉移送サービス事業	福祉移送サービス事業	■公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者等の移動手段を確保し、生きがいを持って生活して頂けるよう、送迎用車両により、通院・福祉サービスの利用・買物・文化活動等への送迎を行う。

6 受託事業

事業	具体的事業	事業の概要
1) くるみ園事業	くるみ園指定管理運営事業	■入居者の福祉サービス利用等相談や手続きの援助や助言を行うとともに、地域住民との交流を図るための事業や場所の提供を行う。
2) 施設管理事業	保健福祉センター管理事業	■保健福祉センター管理業務 施設利用申込の受付、調整や施錠管理、清掃を行う。

7 社会福祉協議会活動・組織の強化

事業	具体的事業	事業の概要
1) 社会福祉協議会活動・組織強化	①内部体制の連携強化	■地域福祉を総合的に推進し、地域に根ざした社協活動を展開するため職員の資質向上を図る。
	②福祉基金の活用	■財政基盤の安定と継続的な事業活動を図るため基金の活用を行う。
	③社協会員の拡大	■社協活動の理解の輪が広がるよう努力し、会員の増加を目指す。
2) 役職員研修事業の推進	各種研修事業	■役職員の資質向上を目的とする研修会等への参加 1 新任職員研修の実施 2 現任職員研修の実施 3 スキルアップ研修会等への参加 4 役員研修事業の実施
3) 普及・啓発活動	広報誌の発行	■わかりやすい情報提供 年6回発行予定 ■ホームページ作成

8 理事会・評議員会の運営

事業	具体的事業	事業の概要
1) 理事会の開催	理事会及び部会の開催	■理事会：2ヶ月に1回程度開催 ■部会：随時開催
2) 評議員会の開催	第1回評議員会 第2回評議員会	■開催期日：平成29年5月 事業報告・決算 ■開催期日：平成30年3月 事業計画・予算
3) 監査の実施	定期監査	■年4回実施